

私立大学ガバナンス・コード点検結果報告

本学では、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」に準拠し、同コードに対する遵守（実施）状況について自ら点検し、その結果を公表しています。

法人名称	学校法人 三幸学園
設置大学名称	小田原短期大学
担当部署	経営企画室
問合せ先	0465-22-0285(代) keieikikaku@odawara.ac.jp
点検結果の確定日	2026 年 9 月 7 日
点検結果の公表日	2026 年 9 月 29 日
点検結果の掲載先 URL	https://www.odawara.ac.jp/about/disclosure/index.html

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	なし

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
なし	なし

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神（今日的解釈）・教育理念・教育目標を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して、学校案内、ホームページをはじめとする媒体で明示している。また、年度初めのオリエンテーション等での説明を通じて学生への浸透を図っている。 https://www.odawara.ac.jp/about/pdf/2025kengakuno-seishin.pdf
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示している。学生に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質向上、学修環境の整備・充実に継続的に取り組んでいる。 https://www.odawara.ac.jp/about/pdf/2025kengakuno-seishin.pdf
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務、学長の補佐体制及び教授会の役割等、教学組織の権限と役割を明確にしている。また、学長は本学の運営管理に関する重要な事項については理事長の指示を受け、常に理事会等と緊密な連携のもとにその円滑な運営に努めている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	委員会運営等、教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、FD委員会・SD委員会を主体に、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	法人の中期計画である「学校法人三幸学園第3期中期計画（2023年度～2027年度）」について、各部門責任者及び担当理事の意見を集約し、達成状況を評価のうえ報

	告書として策定し公開している。 https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/planreport2023.pdf?report=20250617 小田原短期大学でも「小田原短期大学中期計画（2024年度～2028年度）」を定め、策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込んでいる。 https://www.odawara.ac.jp/about/disclosure/pdf/mid-term_plan.pdf
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	法人の中期計画である「学校法人三幸学園第3期中期経営計画（2023年度～2027年度）」について、毎年度進捗状況を取り纏めて進捗報告書を作成し、理事会へ付議することで計画実現に向けての管理を行っている。 小田原短期大学でも計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学の教育研究活動の成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献するべく、産学連携、自治体との連携を通じ、社会や地域の課題解決に向けた取り組みなど、様々な社会の要請に応え大学の役割を果たすよう努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	男女共同参画社会の実現、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、それに基づいた運営を行うとともに、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。障害のある学生への全学的な支援するべく取り組んでいる。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の	役員及び評議員の選任にあたり、年齢、性別、職業等

配慮	に著しい偏りが生じないように配慮することとしており、多様性の確保に努めている。令和7年度において、女性役員は理事1名、監事1名、評議員5名を登用している。
----	---

原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任について、私立学校法及び寄附行為に基づき評議員会を理事選任機関とし、その手続を明確化することで選任過程の透明性を確保している。また、理事の資格及び構成についても法令を遵守することとしており、適切な人材確保に配慮した体制を整備している。
実施項目3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営について、寄附行為及び理事会運営規則に基づき定期的開催するとともに、重要事項の審議・決定及び理事の職務執行の監督を適切に実施している。また、評議員会について、重要事項の意思決定に際して意見聴取を行うなど、理事会との協働体制を確保している。さらに、評議員会は理事の業務執行の状況に関して意見表明や報告徴収等を行うことにより、運営の透明性及びガバナンスの実効性向上に寄与している。
実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対して定期的に研修機会を提供しており、引き続きその内容の充実に努めていく。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任について、私立学校法及び寄附行為に基づき評議員会の決議により行うこととし、その過程の透明性を確保している。また、監事の独立性の確保及び利益相反の防止に配慮するとともに、適切な選任手続を実施している。
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び内部監査部門が相互に連携する体制を整備している。監査規程に基づき、会計監査人及び監査室と連携し、三様監査体制のもと情報共有や意見交換を行うことで、監査の実効性確保に努めている。

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	外部研修への参加、監事連絡会を開催するなど定期的に研修機会を提供しており、引き続きその内容の充実に努めていく。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任について、寄附行為に基づき、法人職員、卒業生及び学識経験者等の区分から選任することとし、属性のバランスに配慮した構成としている。また、評議員の選任にあたっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮することを明確にしている。さらに、評議員は理事会又は評議員会において選任され、その過程における透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営について、寄附行為及び評議員会運営規則に基づき適切に開催し、会議の招集手続や議事運営等を明確にすることで透明性の確保を図っている。また、重要事項の決定にあたっては、理事会が評議員会の意見を聴取する仕組みを設けており、両者の協働体制を確立している。さらに、評議員会は理事の業務執行の状況に関して意見表明や報告徴収等を行い、これを通じて理事会の運営を補完する体制として機能している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対して定期的に研修機会を提供しており、引き続きその内容の充実に努めていく。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人として事業継続計画（BCP）および事象に応じた危機管理マニュアルを策定・整備し、各種災害や不祥事の防止対策に適切に取り組むとともに、これらを学内において広く浸透させることで危機管理体制の強化に努めている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	私立学校法第 47 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 をはじめとする法令上の情報公表に取り組んでいる。また、情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	海外協定校や短大間連携、中期的な計画、経営改善計画等について、情報公開規程に基づき自主的な情報公開を行っている。また、学校法人が出資する会社に関する情報を含め、多様なステークホルダーの理解促進に資する情報について、ホームページや各種媒体を活用し分かりやすい公表に努めている。さらに、公開情報に関しては説明方法の工夫を図ることとしており、適切かつ効果的な情報発信に取り組んでいる。また、用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	なし